

平成28年4月

事業者の皆様

旭川市総務部契約課

建築設計業務及び建設工事監理業務の契約手続について

平成27年6月25日に施行された改正建築士法では、建築物の設計又は工事監理について、契約書面に記載すべき事項が定められています。このことから、建築設計業務委託及び建設工事監理業務委託の契約締結に際して次のとおり変更します。

記

1 改正建築士法第22条の3の3に関する手続について

(1) 対象業務 全ての建築物

(2) 「旭川市業務委託契約書（建築設計A）」、
「旭川市業務委託契約書（建築設計B）」、
及び「旭川市建設工事監理委託契約書」の「4 契約保証金」の項の次に
「5 建築士法第22条の3の3に定める記載事項 別紙のとおり」を追加します。

(3) 「(別紙) 建築士法第22条の3の3に定める記載事項」を契約書約款の後にとじ込みます。

※契約書約款に変更はありません。